

公的研究費の不正使用の防止に関する取組みについて

システムエルエスアイ株式会社は、文部科学省からの公的研究費の配分を受けている機関に通知されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日付）に基づき、公的研究費の運営・管理体制を機関内外に公表します。

また、今後も公的研究費の適正な運営・管理のあり方について検討及び環境整備を行っていくとともに、その内容について随時公表することとします。

責任体系の明確化

以下の責任体系のもとで、公的研究費の適正な運営・管理を行います。

最高管理責任者	代表取締役社長	機関全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切に指揮を執り、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。
統括管理責任者	研究活動統括管理責任者 労務・経理統括管理責任者	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
部局責任者	研究開発部長	公的研究費の運営・管理について部局全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

内部監査体制の整備

1. モニタリング体制

不正防止推進部は、不正防止計画の実施状況や公的研究費の執行状況を機関全体の視点から確認し、最高管理責任者に報告します。

2. 監査体制

経営委員会監査部門は、不正防止推進部との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施します。監査の結果、不正が発覚した場合は、再発防止の徹底について最高管理責任者に提言するものとします。

相談窓口・告発窓口の設置

機関内外からのお問い合わせは、以下のとおり対応します。

【使用ルール及び事務処理手続き等に関する相談窓口】

システムエルエスアイ株式会社 横浜テクノロジー開発センター総務部
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-17-19日総15ビル4F
TEL:045-471-7287 FAX:045-471-7288

【不正行為に関する通報・告発窓口】

システムエルエスアイ株式会社 松山本社総務部
〒791-8057 愛媛県松山市大可賀2-1-28アイテムえひめE-202
TEL:089-968-3090 FAX:089-968-3099
E-mail:info@syslsi.com

電話による受付窓口は平日9時～17時30分までです。

通報・告発等に関する留意事項

通報（告発）は、封書、ファクシミリ、電子メール、電話または面談により受け付けます。通報にあたっては、通報者の氏名・連絡先、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様、不正と判断した科学的合理的理由、使用された公的研究費等について確認させていただくとともに、調査にあたって通報者に協力を求める場合があります。通報者は通報を行ったことを理由に、不利益な取り扱いを受けることはありません。但し、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他の措置を行うことがあります。